

第9 家庭ごみ集積施設、再生資源集積施設及び大型ごみ集積施設（以下「集積場」という。）に関する基準

（要綱第11条（8）、要領第20条関連）

1. 要領第20条（1）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - （1）原則、開発区域内において、転回広場を設けることとする。
 - （2）転回広場の直径は13メートル以上とし、形状は真円状とする。
2. 要領第20条（2）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - （1）開発区域内において、収集車が一回の切り返しでごみ集積場に横付けをして安全に作業できる位置に集積場を設置することとする。
 - （2）集積場は、進入口から5メートル以内に設置することとする。
3. 要領第20条（3）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - （1）道路との段差は10cm以内とし、段差が発生する場合は協議を行うものとする。
4. 要領第20条（5）で別に定める基準については、次の事項に留意する。
 - （1）家庭ごみ集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で25戸につき1か所設置すること。
 - （2）再生資源集積施設は、共同住宅を除いて概ね計画戸数で30戸から50戸までに1か所設置することとし、計画戸数が50戸以上である場合は、概ね50戸につき1か所設置すること。
 - （3）家庭ごみ集積場は、設置場所を中心とした半径約100メートルを利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。
 - （4）再生資源集積場は、設置場所を中心とし、徒歩で安全に往来できる箇所を利用範囲とし、当該集積場利用者すべての住宅が利用範囲に含まれるよう設置すること。
5. 要領第20条（8）で別に定める基準については、次の事項に留意する。

- （1）集積場の設置要否については、原則として次の表のとおりとする。

計画戸数 集積施設	15戸未満	15戸～29戸	30戸以上
家庭ごみ	新設	新設	新設
再生資源	既存利用	既存利用	新設

- （2）家庭ごみ集積施設については既存利用について地元同意を得られたときは、前号の限りでない。
- （3）共同住宅の開発においては、大型ごみを集積するスペースを確保すること。

- (4) 計画戸数が30戸未満の場合において、再生資源集積施設については既存利用について地元同意等を得られない場合においては、開発区域内で基準第9の7(2)で示す30戸未満における集積用具の設置場所を示し、別途協議するものとする。
- (5) 共同住宅の開発については、計画戸数によらず家庭ごみ集積施設を必ず設置すること。
- (6) 各集積施設は、作業員の作業に支障が生じない場合に限り、併用出来ることとし、併用をする場合は別途協議を行うものとする。
- (7) 要領及び基準を満たす集積施設を設置できない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託すること。
- (8) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合は、すべての集積物(家庭ごみ、再生資源、大型ごみ)の収集を委託すること。
- (9) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する場合であっても、市が定める分別方法により適正な排出を行うこととし、当該集積施設の利用者に指示すること。
- (10) 併用をしない場合の集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。

集積施設	建築物		戸数	面積	
家庭ごみ	戸建住宅		6戸以下	1.00㎡以上	
			7戸以上	計画戸数×0.15㎡以上を最低面積とする。	
	共同住宅	ワンルーム以外	6戸以下	1.00㎡以上	
			7戸以上	計画戸数×0.15㎡以上	
		ワンルームマンション	6戸以下	1.00㎡以上	
			7戸以上 15戸以下	計画戸数×0.15㎡以上を最低面積とする。	
		16戸以上	2.33㎡+(計画戸数-16)×0.075㎡以上を最低面積とする。		
再生資源	戸建住宅		30戸未満	基準第9の7各号を満たす規模とすること	
	共同住宅		30戸以上		
大型ごみ	共同住宅		ワンルームマンション以外	16戸未満	開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。
				16戸以上	3.00㎡以上
	共同住宅		ワンルームマンション	16戸未満	開発区域内で大型ごみの集積場所を示し、別途協議するものとする。
				16戸以上	2.00㎡以上

(11)共同住宅において、家庭ごみ集積施設と大型ごみ集積施設の併用を行う場合の集積施設に必要な有効面積については、次の表のとおりとする。

建築物	戸数	面積
ワンルーム 以外	6戸以下	1㎡以上
	7戸以上 15戸以下	2.25㎡以上
	16戸以上 30戸以下	$2.50\text{㎡}+(\text{計画戸数}-16)\times 0.20\text{㎡}$ 以上を最低面積とする。
	31戸以上 40戸以下	$5.50\text{㎡}+(\text{計画戸数}-30)\times 0.20\text{㎡}$ 以上を最低面積とする。
	41戸以上 60戸以下	8.00㎡以上
	61戸以上 80戸以下	8.50㎡以上
	81戸以上	9.00㎡以上
	ワンルーム	6戸以下
7戸以上 15戸以下		2.25㎡以上
16戸以上 30戸以下		$2.60\text{㎡}+(\text{計画戸数}-16)\times 0.10\text{㎡}$ 以上を最低面積とする。
31戸以上 40戸以下		$4.00\text{㎡}+(\text{計画戸数}-31)\times 0.10\text{㎡}$ 以上を最低面積とする。
41戸以上 60戸以下		5.50㎡以上
61戸以上 80戸以下		6.00㎡以上
81戸以上		6.50㎡以上

(12)再生資源集積施設と他の集積施設の併用を行う場合は、開発区域内で基準第9の7(2)で示す各計画戸数に応じた集積用具の数量の設置規模を満たした設置場所を示し、別途協議するものとする。

6. 要領第20条(9)で別に定める基準として、家庭ごみ集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。

(1) 原則として形状は長方形とすること。

(2) 原則として間口以外の3面(左右及び背面)には、高さ1メートル以上のコンクリート又はコンクリートブロック積みの壁を設置すること。

- (3) 床はコンクリート張りとし、排水を良好にするため傾斜をもたせ、道路に接する部分に溝がある場合は必ず滑り止めのある蓋を設けること。
- (4) 周辺の景観に違和感をもたらさないよう十分配慮すること。
- (5) 間口に扉を設置する場合は、原則として引き戸とし、開扉状態を維持可能なものを設置すること。
- (6) 間口の最低有効寸法については、次の表のとおりとする。

計画戸数	7戸未満	7戸以上 15戸未満	15戸以上
間口	1.0m以上	1.5m以上	2.0m以上

- (7) 既製品のごみ集積用具を設置する場合などをのぞき、ごみ散乱防止のためのネットを必ず設置すること。
 - (8) 扉や屋根等を設置する場合の形状及び構造については、開口部（集積施設が外部に面する壁や屋根などに設ける出入り口部分）の高さ及び間口は有効辺長で2.7メートル以上とすることとし、照明設備を設け、換気については安全に収集が可能なように配慮すること。
7. 要領第20条（9）で別に定める基準として、再生資源集積施設の形状及び構造については、次の事項に留意する。なお、次の各号に掲げる事項における寸法は全て有効寸法とする。

- (1) 形状及び構造においては、前項（1）から（5）までの基準を準用する。
- (2) 次の表のとおり、配布する数の集積用具を設置できる規模とすることとし、家庭ごみ・大型ごみと再生資源集積施設を併用する場合は、排出や収集の際に支障がないようにすること。

集積用具	計画戸数	30戸未満	30戸以上	50戸以上	100戸以上
			50戸未満	100戸未満	
コンテナ (ガラスびん用3種類)		3箱	5箱	7箱	10箱
コンテナ (紙パック用1種類)		1箱	1箱	1箱	2箱
網袋 (缶・ペットボトル用)		2袋	8袋	10袋	14袋

- (3) 設置する集積用具の形状は次の表のとおりとする。

集積用具 \ 寸法	縦	横	高さ
コンテナ	44 c m	65 c m	32 c m
網袋	90 c m	90 c m	

- (4) 開発区域内に2か所以上設置する場合、1か所あたりの規模は(2)表中の計画戸数30戸未満の列に示す数量の集積用具を設置できる規模以上とすることとし、再生資源集積施設を必ず設置することとする。
- (5) 間口は1.5メートル以上とすること。
- (6) 集積用具は中身の入った状態で置くことができ、かつごみ出し及び収集作業に支障がないよう必要に応じて通路を確保すること。
- (7) やむを得ない場合に限り、同種の再生資源を集積する用具のみ重ね置きを認めるものとする。ただし、段数は2段までとすること。
- (8) 扉や屋根等を設置する場合の形状及び構造については、開口部(集積施設が外部に面する壁や屋根などに設ける出入り口部分)の高さ及び間口は有効辺長で2.7メートル以上とすることとし、照明設備を設け、換気については安全に取集が可能ないように配慮すること。